

国会公契第 54 号
国官技第 298 号
国総公第 213 号
国道技企第 37 号
国北予第 63 号
令和 4 年 2 月 28 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿

大臣官房
会 計 課 長
技 術 調 査 課 長
総合政策局
公共事業企画調整課長
道路局
国 道 ・ 技 術 課 長
北海道局
予 算 課 長

令和 4 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る
取扱いについて

令和 4 年 4 月 1 日から適用する各種積算基準の取扱いに関し、下記のとおり定
めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 対象となる積算基準

本取扱いは次に掲げる積算基準（以下「新積算基準」という。）を対象とす
る。

- (1) 土木工事工事費積算要領及び基準の運用（「土木工事工事費積算要領及び
基準の運用」の改定について」（令和 4 年 2 月 25 日付け国官技第 296 号）に

より改定)

- (2) 施工パッケージ型積算基準（「施工パッケージ型積算基準」の改定について」（令和4年2月25日付け国官技第297号）により改定)
- (3) 令和4年度作業日当り標準作業量（「令和4年度作業日当り標準作業量について」（令和4年2月25日付け国技建管第11号、国総公第212号）により改定)
- (4) 設計業務等標準歩掛等（「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」（令和4年2月25日付け国官技第286号）により改定)
- (5) 土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）（「土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）の一部改定について」（令和4年2月25日付け国技電第72号）により改定)
- (6) 機械設備積算基準（「機械設備積算基準の一部改定について」（令和4年2月25日付け国総公第201号）により改定)
- (7) 鋼橋積算基準（「鋼橋積算基準の改定について」（令和4年2月24日付け国道技企第33号）により改定)

2. 新積算基準の取扱いについて

入札書の提出期限の日が令和4年3月1日から同月31日までの工事及び業務（以下「工事等」という。）については、新積算基準に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

- ・ 工事等の発注者又は受注者は、令和4年4月1日以降、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。）第62条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

k ：落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和3年度積算基準に基づくものであるが、令和4年2月に令和4年度の各種積算基準が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和4年4月1日以降、工事請負契約書第62条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

k ：落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。